

「次亜塩素酸水」の使い方・販売方法等について（製造・販売事業者の皆さまへ）

令和2年6月26日現在
経済産業省、消費者庁、厚生労働省

（独）製品評価技術基盤機構（NITE）及び経済産業省において、新型コロナウイルス除去の物品に対する有効性を検証した結果、「次亜塩素酸水」については、一定の条件で有効性が確認されました。

これを受け、有効性・使い方・販売方法等でお気をつけて頂くべき点をお知らせします。

1. 有効な「次亜塩素酸水」の範囲と使い方の注意

➤ 流水でかけ流すとき： 有効塩素濃度 35ppm 以上のもの

➤ 拭き掃除に使うとき： 有効塩素濃度 80ppm 以上のもの

※ 汚れ(有機物:手垢、油脂等)をあらかじめ除去すること。

※ ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かしたものは 有効塩素濃度 100ppm 以上
(その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです)

※ 元の汚れがひどい場合は 200ppm 以上が望ましい

- ・NITE と経済産業省が国立感染症研究所等の専門家の協力のもとで行った、「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価」事業の成果をもとにしています。
- ・対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。
- ・手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

2. 製造・販売における注意

事業者におかれでは、製品の販売にあたって薬機法、景品表示法などの関連法令における規制を遵守ください。特に、手指消毒等の効能効果を標榜した場合は、医薬品又は医薬部外品に該当し、薬機法における指導等の対象となります。また、製品の有効性・安全性に関する試験情報を公表するとともに、品質管理と消費者の安全に十分に留意ください。

（参考）製造物責任法（平成6年法律第85号）（抄）

（製造物責任）

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡しものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

さらに、消費者が、商品を適切に選択するためには、使用方法、使用期限、有効成分（有効塩素濃度）、pH などに関する情報が有益となります。ただ、これら消費者の安全等に有益な情報に関する表示が、容器包装上やウェブサイト上に記載されていないものが散見されます。

さらに、化学物質として、以下のような取り扱い上の注意喚起も重要です。

- ・「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なること
- ・酸性のものと混ぜると塩素ガスが発生して危険であること 等

消費者が「次亜塩素酸水」を有効かつ安全に利用できるよう、添付の事例集も参考に、適切な表示をしていただくようお願いします。

3. 利用する際の注意

次亜塩素酸水を使って対象物から新型コロナウイルスを除去する場合は、以下の点に注意が必要です。

- ・塩素に過敏な方は使用を控えるべきこと。
- ・飲み込んだり、吸い込んだりしないよう注意すること。
- ・次亜塩素酸水を、まわりに人がいる中で空間噴霧することはお勧めできないこと。

参考：経済産業省・厚生労働省・消費者庁「次亜塩素酸水を使ってモノのウイルス除去をする場合の注意事項」

(注意1) 「次亜塩素酸水」の製法と種類

ここでいう「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」をいいます。

「次亜塩素酸水」には、いくつかの製法があります。

まず、食塩水や塩酸を電気分解して生成した「次亜塩素酸水」には、食品添加物（殺菌料）に指定され、規格が定められ、食品加工工場における野菜の洗浄などに使われるもの、さらに特定農薬に指定されているものもあります。（電解型次亜塩素酸水）

他方、次亜塩素酸ナトリウムを原料に、酸を混合するなどの製法でも「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」が製造できます。これには規格や基準が無く、成分も様々なものがあります（「次亜塩素酸水」ではなく、「pHを調整した次亜塩素酸ナトリウム」として販売されることもあります）。さらに、「ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム」などの粉末で、水に溶かすことで「次亜塩素酸水」を作れる商品も販売されています。（非電解型次亜塩素酸水）

なお、「次亜塩素酸ナトリウム」と「次亜塩素酸水」は、名前が似ていますが、異なる物質ですので、混同しないようにしてください。

(注意2) 「次亜塩素酸水」の有人空間での空間噴霧

「次亜塩素酸水」を空間噴霧することで、付着ウイルスや空気中の浮遊ウイルスを除去できるかは、メーカー等が工夫を凝らして試験をしていますが、国際的に評価方法は確立されていません。安全面については、吸入時の影響についての動物実験なども行われているようです。

また、現時点では「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた次亜塩素酸水はありません。現時点では、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を空間噴霧する場合、無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要です。

なお、ここでいう「空間噴霧」は、加湿器などで広く空間に向けて「次亜塩素酸水」の噴霧を行うものを指し、スプレーで手元に吹きかけるような動作は含みません。また、電機メーカーなどが製造する、次亜塩素酸を含む溶液を一種の「フィルター」として用いる空気清浄装置（いわゆる「通風」型の機器）は、「空間噴霧」とは異なるものです。

※【別添】「次亜塩素酸水」等の販売実態について（事例集）

「次亜塩素酸水」等の販売実態について（事例集）

改訂 令和2年6月26日現在

本資料は、「次亜塩素酸水」⁺が、国民の皆様の自主的かつ合理的な選択の下で有効に利用される観点から、販売の実態と、推奨される表示例をまとめたものです。

I. 「次亜塩素酸水」等の科学的特性から必要な表示内容について

「次亜塩素酸水」等の性質や取扱においては、製法と原料が基礎的な情報となる。また、「次亜塩素酸水」等の効力は「有効塩素濃度（残留塩素濃度）」と「酸性度」が指標となる。

1. 製法・原料

(1) 液体の販売にあたって、製法（電気分解、混和等）や原料（以下の①～③）が明記されていないものが多い。

①電解型次亜塩素酸水については、用いた電解質。

②非電解型次亜塩素酸水のうち二液混合によって生成された製品について、用いた化学物質。

③非電解型次亜塩素酸水のうち二液混合以外の製法によって生成された製品について、その生成過程及び用いた原料。

(2) 「次亜塩素酸水」を生成できるうたった液体、粉末、タブレット等の販売にあたって、含有成分、製造方法、「次亜塩素酸水」が生成する反応式が明記されていないものが多い。

（参考）（独）国民生活センター「除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか？」

除菌や消毒をうたうような商品を購入する際や使用する際は、成分は何か、使用してもよい場所はどこか、希釀して使用する商品なのか等、広告や表示をよく確認してから使用するようにしましょう。

2. 液性・濃度・成分

(1) 液性を、pH値によって明記していないものが多い。

(2) 次亜塩素酸濃度を、mg/L又はppmを単位として明記していないものが多い。希釀して用いる製品については、希釀方法について明記していない。

(3) 液体の販売にあたって、製造日及び使用可能期間、使用可能期間中における次亜塩素酸濃度の低減について明記していないものが多い。

(4) 「次亜塩素酸水」を生成できるうたった製品の販売にあたっては、製品としての使用可能期間（適切な液性・濃度の次亜塩素酸水が生成可能な期間）及び生成後の液体の使用可能期間について明記されていないものがある。また、次亜塩素酸濃度の低減について明記されていないものもある。

(5) 次亜塩素酸以外の成分について、明記していないものが多い。

⁺（注意）「次亜塩素酸水」の製法と種類

本資料でいう「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」をいいます。

「次亜塩素酸水」には、いくつかの製法があります。

まず、食塩水や塩酸を電気分解して生成した「次亜塩素酸水」には、食品添加物（殺菌料）に指定され、規格が定められ、食品加工工場における野菜の洗浄などに使われるもの、さらに特定農薬に指定されているものもあります。（電解型次亜塩素酸水）

他方、次亜塩素酸ナトリウムを原料に、酸を混合するなどの製法でも「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」が製造できます。これには規格や基準が無く、成分も様々なものがあります（「次亜塩素酸水」ではなく、「pHを調整した次亜塩素酸ナトリウム」として販売されることもあります）。さらに、「ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム」などの粉末で、水に溶かすことで「次亜塩素酸水」を作れる商品も販売されています。（非電解型次亜塩素酸水）

なお、「次亜塩素酸ナトリウム」と「次亜塩素酸水」は、名前が似ていますが、異なる物質ですので、混同しないようにしてください。

II. 有効性や安全性の根拠について

1. 有効性・安全性の根拠と試験

(1) 消毒・除菌等の有効性の根拠が明確でないものが多い。さらに、有効性試験を行っている場合でも、国際規格(ISO)、国家規格(JIS)、団体規格等で規定されている評価法を用いていないものがあるほか、結果の表示にあたっても、試験実施時期、用いた手法、試験機関、結果等が明示されていない場合がある。

(参考) ウィルス不活化に係る主な安全性試験プロトコル

- ・ ISO18184
- ・ ASTM E1052-20 (米国試験・材料協会)
- ・ JIS L 1922

(2) 安全性をうたっているにもかかわらず、その根拠が不明なものが多い。

2. 「食品添加物」等を根拠とした説明

(1) 食品添加物であること、又は食品添加物と同等の液性・濃度であることだけを根拠として、人体への安全性をうたっているものがある。

(2) 原料が食品添加物であることを根拠として、最終製品の安全性をうたっているものがある。

(参考) 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

次亜塩素酸水

次亜塩素酸水は、最終食品の完成前に除去しなければならない。

3. その他

(1) 有人空間での「次亜塩素酸水」等の噴霧によるウィルス対策が、公式に認められていると誤認させるような表示を行う例がある。

(2) 他社製品の有効性・安全性を誹謗するような広告を行っているものがある。

III. 使用上の注意

1. 安全上の注意事項

(1) 酸と混ぜた場合や保管中等に塩素ガスが発生する可能性があること、通気性の良い場所に保管すべきことを記載していないものがある。

(2) 次亜塩素酸ナトリウム等と混同して使用すると危険であることを記載していないものがある。

2. 有効性を維持するための注意事項

(1) 有機物によって分解されるため、予め対象物の汚れを落としておくべきことを記載していないものがある。

(2) 紫外線によって分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに冷暗所に保管すべきことを記載していないものがある。

IV. その他、自主的かつ合理的な選択を妨げ、あるいは法令違反のおそれがあるもの

1. 薬機法に基づく承認を得ていないにもかかわらず、手指・人体への効果をうたっている。
2. 特定の効果・効能をうたっている。
3. 薬機法等、関連する法令に抵触する名称を用いている。
4. 特許番号を明示せずに、又は特許化されていない技術について、「特許」を優良である根拠として記載しているものがある。

全体に関連する法令

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- ・不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）
- ・不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（景品表示法）

（参考）不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

- ・消費者安全法第5条

（参考）消費者安全法第5条

（事業者等の努力）

第五条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

二 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

次亜塩素酸の科学的特性を踏まえた推奨される表示例

※商品名・商品説明は架空の内容です

ジアナイト

【内容量】200ml 【塩素濃度】100ppm

次亜塩素酸ナトリウムを希塩酸でpH調整した、微酸性次亜塩素酸溶液です。スマホの画面、キッチン周り、トイレ、テーブル、床など、身の回りのものの除菌にお使いください。

商品名 ジアナイト

内容量 200ml

液性：微酸性 (pH5.5～6.5)

主成分：次亜塩素酸（原料：次亜塩素酸ナトリウム、希塩酸）

塩素濃度 100ppm（製造時）

使用期限 ボトル記載の製造年月日から1か月間（※次亜塩素酸は徐々に分解されます。当社での試験の結果、1か月後に80ppmまで低減することが分かっていますので、それまでに使い切ってください。）

使用上の注意

- 定められた用法・用量を守って使用してください。
- トイレ用洗剤、塩酸、酢などの酸性物質との混合又は併用は、絶対にしないでください。
- 金属製（鉄、ブリキ、銅など）の容器は錆びる可能性がありますので使用を避けてください。
- 無香料タイプですが若干の塩素臭がする場合があります。
- 飲料ではありません。
- 高温や直射日光を避け、通気性のいい場所・子供の手の届かない場所で保管して下さい。
- 予め対象物の汚れを落として使用してください。
- 応急処置：目に入ってしまった時は...